

別記様式

		担当課	総合政策課	
会議の名称	第4回鴻巣市使用料等審議会			
開催日	令和元年6月25日(火)			
開催時間	午後2時00分 開会 ・ 午後4時30分 閉会			
開催場所	鴻巣市役所本庁舎4階 401会議室			
議長(委員長・会長)氏名	会長 松澤敏夫			
出席者(委員)氏名(出席者数)	松澤敏夫(会長)、根岸遼(副会長) 梶山紀光、竹内茂雄、秋池理子、竹下和男、高杉一恵、藤村沙織 府川昭男、前川恵理子(10名)			
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	なし(0名)			
事務局職員職氏名	総合政策課長 武田昌行	総合政策課主査 黒巣弘路		
	総合政策課主任 新井洋平	総合政策課主事 大島悠志		
	総合政策課主事 千葉佳代			
傍聴の可否(傍聴者数)	可(0名)			
会議の内容	(議題) 1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 基本方針(案)の変更点について (2) 改定後の料金について (3) 他市との比較について (4) 答申(案)について 4 その他 5 閉会			

(決定事項など)

3 議事

(1) 基本方針(案)の変更点について

(事務局から説明)

○4. 使用料の算定(1) 人件費

人件費の考え方について、臨時職員等の賃金も正職員の考え方と同様に、直近3年間の平均額とした。手数料の算定も同様。

○4. 使用料の算定(4) 受益者負担割合

施設におけるサービスの性質に応じ、負担割合25%をなくし、5分類とした。見直し対象施設に当てはめた表を掲載し、受益者負担割合を明確にした。事務担当者用として手引書を作成し、フローで受益者負担割合が明確に判断できるようにする予定。

○5. 手数料の算定(3) 計算方法

手数料の計算に人工は含めない。

○6. 改定上限額の設定

前回までは「激変緩和措置」としていたが、表現を変更した。また、長期にわたって改定していない使用料等については2倍を上限とする旨を追記。

○12. 料金改定に伴う目指すべき取組

適正化の結果、値上げとなった場合に、市民に負担を求めるだけでなく、稼働率向上と市民サービスの向上に努める旨、市の姿勢を明記。

(委員から)

【確認①】受益者負担割合の項目に記載のある、「特定の市民」とは必要とする市民としない市民がおり、「特定の市民」とは、必要とする市民を指す。

【確認②】分類Ⅱ「市民生活に欠かせないもので、民間でも提供しているもの」とは。

表にもあるように、放課後児童クラブが代表例。主に行政が運営するが、民設民営のクラブもあることから、この分類とした。

【確認③】すみれ野中央公園が負担割合100%の理由は。

通常の公園利用については、負担割合0%だが、いわゆる目的外利用にあたる撮影等、行商に対する使用料を対象としている。

【確認④】策定の趣旨「原価との乖離があるから見直す」では市民は納得しないのでは。

(会長) これは一方で「本来、受益者が負担すべき料金を、現在は税金を投入している」ことを言っているのであって、受益者負担の原則に則って、適正な料金に見直すもの。ただし、財政健全化を目指すことも目的のひとつである点、盛り込んでもいいのでは。諮問としては審議会に意見を求められているので、委員の総論として基本方針(案)に盛り込んだ形でお願いしたい。

【確認⑤】2倍の対象とする、見直しをしていない期間「長期」とは。

「20年」を目安に検討中。事務局にて精査しているところ。

(会長) 施設ごとに改定上限の倍率が異なることになる。算定プロセスを手引書にしておくこと。

【確認⑥】 近隣市との比較をした結果、大幅に乖離がある場合はどうするのか。

(会長) 手数料について。「近隣市と大幅な差異が生じないようにする」理由を明記する。逆に、近隣と比較して安価な場合は、その点が鴻巣の売りになることもある。

【確認⑦】 割増基準について。入場料を徴収しない場合でも、非営利なら割増の対象外になると読める。

表現を見直す。

【確認⑧】 免除・減額基準について。統一基準を作成するのではなかったか。

各施設で異なる運用をしているため、統一するとどこかにしわ寄せがくる。各々の規則等で明文化することを検討しているが、各部と調整の上、精査する。

(2) 改定後の料金について

(3) 他市との比較について

資料1、資料2について、事務局から説明。

(委員から)

○北本市の文化センターは会員制にするなど、利用頻度が高く、使用料が抑えられているのではないかと参考にしたかどうか。

○陸上競技場の原価算定からすると、近隣市を上回る。1.5倍上限としていても、近隣市との均衡は考慮しなければならない。

○近隣他市の見直し状況はどうか。

上尾市は3月議会で条例改正可決済み。「適正化」のため、値下げとなる使用料もある。北本市は鴻巣市と同様に進めているが、桶川市は来年度になる見込み。

○値下げ見込の件数は。

50件/700件程度と思われる。

○住民票と印鑑登録証明書は原価が違うが

印鑑証明はカードを利用するため発行時間に差がある。

○コンビニ交付は安価なのか

マルチコピー機を利用した交付は窓口交付に比べコストがかからない。しかし、設備投資をした費用を回収できるほどの利用がないため、現状では高コストとなっている。市としてマイナンバーカードの取得をさらに推進する予定。

○田間宮生涯学習センターの生涯学習室について。他の公民館の生涯学習室と規模は違うが、料金を統一するのか。

施設ごとにコストから算定するが、同規模の部屋が多いため、改定上限額1.5倍を考慮すると、結果的に同じ金額になるものと想定している。

○公民館では、指定管理者による運営でないため、稼働率を向上させる取組が積極的に行われているのか。稼働率を上げないと単価は高くなる。公共施設の管理運営の効率化も検討するべき。特に鴻巣地区は公民館が多いため、稼働率は下がる。

基本方針にも稼働率向上のための取組を明記する予定。

(4) 答申(案)について

会長、副会長が代表して市長へ答申する。

○審議報告書鑑の委員名の記載順は変更無し。

	<p>4 その他 鴻巣市市長政策室 齊藤副室長 あいさつ 使用料等審議会 根岸副会長 あいさつ</p>
<p>配布資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・基本方針（案） ・資料1 改定後の料金 ・資料2 他市との比較 ・審議報告書 鑑（案）

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。